

小郡市インターネット上の人権侵害の防止等に関する条例（案）

題名について、この条例では、第1条（目的）で定めるように、「①インターネット上の人権侵害の防止及び②被害者の支援」の大きく二つのことに関して定めることとしており、後段②の「被害者の支援」の部分を「等」とし、端的にインターネット上の人権侵害の防止等を図る題名としています。

（目的）

第1条 この条例は、インターネット上の人権侵害の防止及び被害者の支援に関して、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

この条例は、インターネット上の人権侵害を防止し、被害者の支援に関して、市の責務や市民の役割を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることで、市民のだれもが加害者にも被害者にもなることがないよう人権侵害の防止と被害者支援を推進することを目的とすることを定めています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）人権侵害情報 インターネット上に掲載された主として次の情報をいう。

ア 名誉棄損 事実を摘示し、人の社会的信用を低下させる情報

イ 侮辱 事実を摘示せずに、人の社会的信用を低下させる情報

ウ プライバシー侵害 本人の同意を得ずに掲載された個人識別情報を含む私生活上の情報

エ 差別的言動 人種、信条、性別、社会的身分、門地その他これに準じる事由により、公的又は私的生活のあらゆる分野において、基本的人権をはじめとするすべての権利・利益の認識、享有、行使を妨げあるいは害する目的又は効果を有する情報

（2）被害者 人権侵害情報により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。

（3）行為者 人権侵害情報を発信した者をいう。

（4）インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

本条例で使用する文言の定義を行うものです。

本条例は、一定の言論を対象として、これを規制対象とする規制立法としての性格を持っていますので、言論の自由が不当に侵害されないようにするためにも、他方では規制すべき言論の規制に遺漏がないようにするためにも、対象となる言論につき、一定の定義が

必要と考えられます。

第1号は、本条例で中心的な文言の一つとなる「人権侵害情報」を定めています。

人権侵害情報は、インターネット上に掲載された主として、これまでの人権侵害事案の中で多く適用された名誉棄損や侮辱を代表的に列記するとともに、プライバシー侵害及び差別的言動が掲載された情報をいう、としています。

また差別的言動は、人種から門地までの事由を例示的に列挙し、列挙事由に準じる他の事由で差別が行われた場合にも対応できるようにしています。

第2号「被害者」は、人権侵害情報により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者とし、第3号「行為者」は、人権侵害情報を発信した者としています。

第4号「インターネットリテラシー」もまた、本条例の重要な文言の一つで、先行自治体の多くが採用している定義です。

(市の責務)

第3条 市は、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を実施する責務を有する。

市は、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を実施する責務を有することを定め、具体的施策については、**第6条**以降で規定しています。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが行為者となることがないように、人権意識の高揚及びインターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

市民が自ら人権侵害情報を発信することがないように、人権意識の高揚を図るとともに、インターネットリテラシーの向上に努めることを定めています。

インターネット上では人権侵害事案が多数発生しており、市民が加害者にも被害者にもなることがないように、自らの人権感覚を高めていくことが肝要です。

人権尊重の精神を基盤としてインターネットリテラシーの向上を図り、人権侵害を防止しインターネットを正しく活用する能力を高めていこうとするものです。

また、被害者となる者の置かれる立場や状況、支援の必要性の理解を深めるとともに、被害者の状況の理解を通じてその被害者を生みだす加害者となることがなきよう、その抑止にも繋げていこうとするものです。

(連携協力)

第5条 市は、第3条の施策を円滑に推進するため、国、福岡県、支援団体その他の関係機関と連携を図らなければならない。

被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を円滑に推進するため、国、県、支援団体その他の関係機関と連携を図ることを定めています。

支援団体その他の関係機関に該当するものとして、日本司法支援センターや人権に関する団体などを想定しています。

(基本的施策)

第6条 市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民の人権意識の高揚を図るために必要な教育及び啓発
- (2) 市民のインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (3) 被害者の相談支援体制の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

日本国憲法の保障する「表現の自由」に配慮しつつ、市が行う基本的施策を具体的に定めています。

第1号では人権意識の高揚を図るために必要な教育及び啓発、第2号ではインターネットリテラシーの向上、第3号では相談支援体制の整備を定めています。

大きくこの三つにより、被害者及び行為者を発生させないようにしていくとともに、また被害者の支援を行い、本条例の目的を達成しようとするものです。

(人権意識の高揚及びインターネットリテラシーの向上)

第7条 市は、インターネット上の人権侵害を防止するため、小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例(平成7年小郡市条例第18号)の規定に基づき、人権教育及び人権啓発を積極的に推進するものとする。

2 市は、市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、学校教育と連携するとともに、研修会、講演会等の開催、教材等の情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

本条では、前条の基本的施策第1号の人権意識の高揚と第2号のインターネットリテラシーの向上の二つについて、併せて規定しています。

第4条で定めているように、両者の関係は、インターネット上の人権侵害を防止するために、相互に不可欠の関係と捉えており、規定においても、一体的に定めたものです。

第1項では、人権に関する本市最上位の条例である「小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を引用し、インターネット上の人権侵害についても、同条例を包括的に適用し、相互の条例に関連性を持つ構成としています。

また、後段の「人権教育及び人権啓発を積極的に推進するものとする。」は、同条例第6条から引用したものです。

第2項では、インターネットリテラシーについて、市は学びの機会を提供することとし、

その手段として、具体的に、講演会等の開催、教材等の情報提供等を定めています。

また、その際、青少年（主に児童生徒を対象）に対する施策の実施について、GIGA スクール構想等学校現場では情報化が進められインターネットと接する機会が増加しており、学校教育との連携を図ることとしています。

（相談支援体制）

第8条 市は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消するため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）相談内容に応じた必要な情報の収集、提供及び助言
- （2）専門的知識を有する機関の紹介
- （3）前2号に掲げるもののほか、被害者からの相談対応として必要な事項

2 市は、被害者からの相談のほか、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者からの相談を受けるものとする。

本条では、基本的施策の三つ目の柱である相談支援体制について定めています。

相談は、被害者の不安の解消や不利益等の解消を目的に実施するものです。

また、相談支援体制を整備し、相談者への必要な情報の収集、提供、助言、また複雑高度な知識を要するものは専門的知識を有する機関を紹介し、自主的な解決を支援していくことなどを定めています。

第2項では、被害者からの相談に加え、自身の発信情報のなかに人権侵害情報に該当性のある情報が含まれていないかなどの不安を持つ者からの相談も受けることとしています。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関しその他の必要な事項は、規則等市長が別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

この条例の施行日は、令和5年4月1日であることを定めています。